



発行 東京都

目次

告示

公告

○建築基準法による道路の指定の変更……………

…(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)…

○国土調査の成果の認証(四件)……………

…(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…

告示

●東京都告示第六百八十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年四月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類

変更年月日

法第四十二条第二項の規定による道路

平成三十一年三月二十七日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

(一) 次に掲げる地番の全部

延長 四四・三六

幅員 四・〇〇

東村山市本町二丁目十一番十八、十二番三十六、同番三十六地先、同番三十七及び同番三十七地先

(二) 次に掲げる地番の一部

東村山市本町二丁目十二番八及び同番九

公告

国土調査の成果の認証について

瑞穂町における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成三十一年四月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 調査を行った者の名称 瑞穂町

二 調査を行った期 平成二十九年七月から平成三十年三月まで

三 成果の名称 瑞穂町(高根の一部①)の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域 西多摩郡瑞穂町高根の一部

五 認証年月日 平成三十一年三月二十八日

国土調査の成果の認証について

瑞穂町における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成三十一年四月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 調査を行った者の名称 瑞穂町

二 調査を行った期 平成二十九年七月から平成三十年三月まで

三 成果の名称 瑞穂町(高根の一部②)の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域 西多摩郡瑞穂町高根の一部

五 認証年月日 平成三十一年三月二十八日

国土調査の成果の認証について

瑞穂町における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成三十一年四月十六日

東京都知事 小池 百合子

<p>一 調査を行った者 瑞穂町の名称</p> <p>二 調査を行った期 平成二十九年七月から平成三十年三月まで</p> <p>三 成果の名称 瑞穂町(高根の一部③)の地籍図及び地籍簿</p> <p>四 調査を行った地 西多摩郡瑞穂町高根の一部</p> <p>五 認証年月日 平成三十一年三月二十八日</p>	<p>舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十一年四月十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>平成三十一年四月十六日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>十二 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社大地ほか二十四名</p> <p>十三 変更日 平成三十年十一月二十九日ほか</p> <p>十四 届出日 平成三十一年一月二十八日</p> <p>十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十六 縦覧期間 平成三十一年四月十六日から同年八月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>一 調査を行った者 瑞穂町の名称</p> <p>二 調査を行った期 平成二十九年七月から平成三十年三月まで</p> <p>三 成果の名称 瑞穂町(石畑の一部)の地籍図及び地籍簿</p> <p>四 調査を行った地 西多摩郡瑞穂町高根の一部</p> <p>五 認証年月日 平成三十一年三月二十八日</p>	<p>一 店舗名 八王子OPA</p> <p>二 店舗所在地 八王子市旭町一番十二号</p> <p>三 設置者名 日本貨物鉄道株式会社</p> <p>四 設置者住所 渋谷区千駄ヶ谷五丁目三十三番八号</p> <p>五 変更前の店舗名 (仮称)八王子駅前口商業施設</p> <p>六 変更後の店舗名 八王子OPA</p> <p>七 変更前の店舗所在地 八王子市旭町三十番八十五号ほか</p> <p>八 変更後の店舗所在地 八王子市旭町一番十二号</p> <p>九 変更前の設置者の代表者名 田村 修二</p> <p>十 変更後の設置者の代表者名 眞貝 康一</p> <p>十一 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定</p>	<p>一 店舗名 三井アウトレットパーク多摩南大沢</p> <p>二 店舗所在地 八王子市南大沢一丁目六百番地</p> <p>三 設置者名 三井不動産株式会社</p> <p>四 設置者住所 中央区日本橋室町二丁目一番一号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 ヨナルほか九十名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社サンエー・インターナショナルほか九十名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社サンエー・インターナショナルほか二十三名</p> <p>八 変更前の小売業者の住所 渋谷区神宮前一丁目十五番五号(Michael Kors Japan株式会社)ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の住所 港区南青山一丁目二番六号ラティス青山スクエア(Michael</p>
<p>大規模小売店舗舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店</p>		

<p>十 変更前の小売業者の代表者名 小見山 定三(株式会社サンエー・インターナショナル)ほか</p>	<p>十 縦覧期間 平成三十一年四月十六日から同年八月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>三 設置者名 隆商事有限公司 足立区東和三丁目九番十六号</p>
<p>十一 変更後の小売業者の代表者名 松田 浩一(株式会社サンエー・インターナショナル)ほか</p>	<p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>四 設置者住所 足立区東和三丁目九番十六号</p>
<p>十二 変更日 平成三十年五月十二日ほか</p>	<p>十一 縦覧期間 平成三十一年四月十六日から同年八月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>五 変更前の開店時刻 午前十時。ただし、年間百八十日に限り午前九時</p>
<p>十三 届出日 平成三十一年三月一日</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第四項及び法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十一年四月十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。 平成三十一年四月十六日</p>	<p>六 変更後の開店時刻 午前九時</p>
<p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>七 変更後の乗客が駐車場を利用するこ とができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで</p>
<p>十五 縦覧期間 平成三十一年四月十六日から同年八月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>八 変更後の乗客が駐車場を利用するこ とができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで</p>
<p>一 店舗名 ノジマ青梅インター店</p>	<p>一 店舗名 伊藤ビル</p>	<p>九 変更日 平成三十一年三月二十七日</p>
<p>二 店舗所在地 青梅市新町六丁目十六番十一ほか 株式会社ノジマ</p>	<p>二 店舗所在地 足立区東和一丁目二十九番八号</p>	<p>十 届出日 平成三十一年三月一日</p>
<p>三 設置者名 株式会社ノジマ</p>	<p>一 店舗名 小池 百合子</p>	<p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>四 設置者住所 神奈川県相模原市中央区横山一丁目一番一号</p>	<p>二 店舗所在地 東京都知事 小池 百合子</p>	<p>十二 縦覧期間 平成三十一年四月十六日から同年八月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
<p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ノジマほか未定</p>	<p>一 店舗名 伊藤ビル</p>	<p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ノジマほか一名</p>	<p>二 店舗所在地 足立区東和一丁目二十九番八号</p>	<p>一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>七 変更日 平成三十一年三月六日</p>	<p>一 店舗名 伊藤ビル</p>	<p>二 縦覧期間 平成三十一年三月六日</p>
<p>八 届出日 平成三十一年三月六日</p>	<p>二 店舗所在地 東京都知事 小池 百合子</p>	<p>三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>二 店舗所在地 足立区東和一丁目二十九番八号</p>	<p>四 縦覧時間 平成三十一年三月六日</p>

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

